



(危険負担等)

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引き渡しの時までにおいて、当該物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、売買物件を現状有姿のまま乙に引き渡すものとし、契約不適合責任を負わない。また、売買物件に付帯する設備についても同様とする。

2 乙は、本契約締結後、売買土地の種類、品質または数量に関して契約に適合しないことを発見しても、甲はその責を負わないものとする。

(用途の制限)

第10条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のための用に供してはならない。

(売買物件の譲渡等)

第11条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務を、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、第10条及び第11条に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第10条及び第11条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）と認められたとき。

(暴力団員又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合における措置義務)

第15条 乙は、本契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所管の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

(返還金)

第16条 甲は、第14条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を乙に返還する

ものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 乙は、第14条の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

(原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第14条の規定により、本契約の解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金等)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条、第17条又は第18条の規定により甲に支払うべき金額があるときは、返還すべき売買代金からこれらの金額を控除した残額を還付するものとする。

(契約の費用)

第20条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)は、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第22条 本契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主(甲) 住所 岡谷市幸町8番1号

氏名 岡谷市長 早出 一真 (印)

買主(乙) 住所

氏名 (印)